

CNに向けた温対法改正と30年目標

◆日本のカーボンニュートラル（CN）目標は温対法の改正で維持

2021年3月、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の一部を改正する法律案が閣議決定された。開催中の第204回国会で成立する予定である。



（環境省）

温対法改正案には3つの内容が追加される（上表）。50年までのカーボンニュートラル（CN）社会の実現が明記されることが最も重要な改正内容である。これにより政権が変わっても、日本の脱炭素化目標は維持される。また、CN宣言をした自治体のニーズに応え、再エネ主体で地域課題の解決を進めていく。さらに、企業（一定規模以上の工場等を持つ温対法対象の特定排出者）に温室効果ガス排出量の電子システムによる報告を課す。投資家などが企業情報を迅速に確認でき、ESG投資に適応させる。

◆21年4月、30年削減目標を上積みすることで、国内課題は山積み

21年4月下旬、バイデン米大統領は大統領選挙時の公約に基づいて、気候変動サミットを主催した。世界の主要な炭素排出国である中国やインド、ロシアを含む40カ国の首脳が参加し、米国は野心的な公約を働きかけた。

IPCCでは、これまでに各国が提出した温室効果ガスの国別削減目標（NDC）の合計のままでは、2100年に2.3～2.6℃の気温上昇が予測されるとし、パリ協定の1.5℃目標には、2030年に世界平均で45%の削減（2010年比）が必須としている。

国・地域	21年4月気候変動サミットで発表した2030年目標 (取り消し文字は従前目標)	1990年比 (換算含む)	21年4月気候変動サミットでの発表概要
英国	少なくとも▲68% 90年比 (変更なし)	▲68%	6月までに世界最初にネットゼロを法制化、気候資金倍増。 直前に2035年に▲78%(1990年比)を表明。
EU	少なくとも▲55% 90年比 (変更なし)	▲55%	欧州復興計画(約1.8兆ユーロ)の30%を気候変動対策に充てる。
カナダ	▲32~40% 05年比 ▲40~45% 05年比	▲18~27% ▲26~32%	数か月内に新NDCをUNFCCCに提出。
米国	▲26~28% 05年比 ▲50~52% 05年比	▲41~44%	NDC提出。気候変動への取組みは若者の将来のため。 クリーンエネルギーを含む気候変動対応には雇用効果がある。
日本	▲26% 13年比 ▲46% 13年比	▲18% ▲41%	▲50%の高みに向け挑戦する。(※13年は日本のピーク)
インド	—	—	30年までに米国との削減協力。
中国	—	—	30年までにピークを達成し、60年までにCNを達成するよう努力。石炭消費は14次5か年計画で制限し、15次5か年計画(2026-30年)で減らしていく。
ロシア	—	▲30%	CO ₂ 除去で各国に連携を呼び掛けた。(20年秋に90年比7割抑制を策定)

(各種資料よりARCまとめ)

日本は米国に同調し、従来目標の26%を46%（13年比）に修正した。ただし、これにより今後9年間で行うべき国内対策の課題は増えた。例えば、経産省はこの30年目標を、今年策定される第6次エネルギー基本計画に取り込む必要がある。また、目標の大幅な引き上げにより、再エネの大幅な導入が必須となった。

◆先導する英国を参考にするべきとの指摘も

英政府はサミットに先立ち、21年4月20日、温室効果ガスの排出量を35年までに90年比で78%減らすことを目指す新たな方針を発表した。英政府は自らの目標を“世界で最も野心的な目標”とし、6月末までに国内で法制化する。同時に、これまで除外してきた国際線航空機と船舶の排出量も削減対象に含めるとした。

英国はパリ協定に基づき、50年に排出量を実質的にゼロとする方針を19年に決め、30年までに排出量を90年比で少なくとも68%減とする目標を20年に発表した。具体策として、ガソリン車とディーゼル車の新車販売を30年までに禁止し、風力発電など再エネの積極的な導入を掲げている。

英国は21年11月に開催されるCOP26(気候変動枠組み条約第26回締約国会議)の議長国として主導する使命がある。ジョンソン首相は「気候変動に対する取り組みの水準を上げ続けたい。ともに行動を起こしてこそ、より環境にやさしく経済を再生させ、地球を守ることができる」と各国に協調を呼びかけている。

日本の目標設定には一定の評価を得るものの、その場しのぎではなく、長期的な課題への取り組み体制として、英国のように政府と独立した気候変動委員会で、計画性のある対策をすべきとの指摘も出ている。

【新井喜博】